第二百四十二条　次の表の上欄に掲げる権限は、同表の下欄に掲げる地方航空局長、空港事務所長又は空港出張所長が行う。

一　第二百四十条第一項第一号、第三号、第三号の二、第五号から第六号の三まで、第九号から第十九号まで、第二十一号から第二十四号まで、第四十五号、第四十六号、第五十三号、第五十四号及び第五十六号の権限並びに同項第六十五号の権限（第二百三十八条の表十の項、十一の項及び十二の項に係る届出の受理に係るものを除く。）	（略）
二　（略）	（略）
三　第二百四十条第一項第二十四号の八から第二十四号の十までの権限、同項第三十七号の権限（同号オに係るものを除く。）、同項第三十七号の二から第三十七号の十まで、第三十八号、第三十九号及び第六十号の八の権限、同項第六十四号の二の権限（同号ニに係るものを除く。）並びに同項第六十五号の権限（第二百三十八条の表十一の項及び十二の項に係る届出の受理に係るものに限る。）	（略）
四　第二百四十条第一項第三号の三から第三号の六まで、第八号の二、第八号の三、第二十四号の四、第二十四号の六、第二十四号の七、第二十七号の三、第四十九号から第五十二号の三まで、第五十九号、第六十号から第六十号の七まで及び第六十一号から第六十三号までの権限並びに同項第六十五号の権限（第二百三十八条の表十の項に係る届出の受理に係るものに限る。）	（略）
五～十一　（略）	（略）

改正後

第７号の２様式（第15条関係）（日本産業規格Ａ４）

装備品等型式仕様承認申請書

殿

国土交通大臣

年　月　日

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

第二百四十二条　次の表の上欄に掲げる権限は、同表の下欄に掲げる地方航空局長、空港事務所長又は空港出張所長が行う。

一　第二百四十条第一項第一号、第三号、第三号の二、第五号から第六号の四まで、第九号から第十九号まで、第二十一号から第二十四号まで、第四十四号から第四十六号まで、第五十三号、第五十四号、第五十六号及び第六十号の権限並びに同項第六十五号の権限（第二百三十八条の表十の項、十一の項及び十二の項に係る届出の受理に係るものを除く。）	（略）
二　（略）	（略）
三　第二百四十条第一項第二十四号の八から第二十四号の十までの権限、同項第三十七号の権限（同号オに係るものを除く。）、同項第三十七号の二から第三十七号の十まで、第三十八号、第三十九号及び第六十号の九の権限、同項第六十四号の二の権限（同号ニに係るものを除く。）並びに同項第六十五号の権限（第二百三十八条の表十一の項及び十二の項に係る届出の受理に係るものに限る。）	（略）
四　第二百四十条第一項第三号の三から第三号の六まで、第八号の二、第八号の三、第二十四号の四、第二十四号の六、第二十四号の七、第二十七号の三、第四十九号から第五十二号の三まで、第五十九号、第六十号の二から第六十号の八まで及び第六十一号から第六十三号までの権限並びに同項第六十五号の権限（第二百三十八条の表十の項に係る届出の受理に係るものに限る。）	（略）
五～十一　（略）	（略）

改正前

第７号の２様式（第14条の２関係）（日本産業規格Ａ４）

装備品等型式仕様承認申請書

殿

国土交通大臣

年　月　日

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称